

第 16 号

平成25年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について

平成25年度県営都市計画事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営都市計画事業等	徳島市	公共街路事業	1,288,000,000 ^円	128,800,000 ^円	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		鉄道高架事業	32,000,000	8,000,000	2.5/10	
		緊急地方道路整備事業	580,000,000	58,000,000	1/10	
		県単独街路事業	17,850,000	1,785,000	1/10	
		旧吉野川流域下水道建設事業	3,148,000	787,000	2.5/10	
		小 計	1,920,998,000	197,372,000	—	
	鳴門市	旧吉野川流域下水道建設事業	7,042,000	1,760,500	2.5/10	
	小松島市	緊急地方道路整備事業	100,000,000	10,000,000	1/10	
		県単独街路事業	850,000	85,000	1/10	
		小 計	100,850,000	10,085,000	—	
石井町	緊急地方道路整備事業	100,000,000	10,000,000	1/10		

		県単独街路事業	850,000	85,000	1/10
		小 計	100,850,000	10,085,000	—
	松 茂 町	旧吉野川流域下水道建設事業	1,554,000	388,500	2.5/10
	北 島 町	旧吉野川流域下水道建設事業	2,680,000	670,000	2.5/10
	藍 住 町	旧吉野川流域下水道建設事業	4,256,000	1,064,000	2.5/10
	板 野 町	旧吉野川流域下水道建設事業	1,320,000	330,000	2.5/10

提案理由

平成25年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。